

報道資料

平成30年11月2日

平成30年度「国家公務員倫理週間」について

1. 国家公務員倫理週間

国家公務員倫理週間は、国家公務員の倫理意識の一層の高揚に取り組む週間です。平成14年度から毎年度、12月1日から7日に実施されており、その期間中、国家公務員倫理審査会は各府省とともに、国家公務員や事業者などを主な対象に、各種啓発活動を集中的に実施しています。

平成30年度においても、12月1日（土）から7日（金）までを国家公務員倫理週間とし、以下の取組を行います。



国家公務員倫理週間 12.1-7

公務員倫理ホットライン 03-3581-5344
 東京都千代田区千代田1-1-1
 国家公務員倫理審査会
<http://www.jinji.go.jp/irint/>

2. 国家公務員倫理審査会の実施事項

<平成30年度 国家公務員倫理週間ポスター>

平成30年度の国家公務員倫理週間に当たって国家公務員倫理審査会が実施する主な事項は次のとおりです。

(1) 国家公務員倫理審査会会長から職員に向けてのメッセージの発出

国家公務員倫理週間に当たり、国家公務員倫理審査会会長から職員に向けてのメッセージを、職員向け意識啓発資料などを通じて発出します。

(2) 倫理・コンプライアンスに関する講演会の実施

国家公務員倫理週間の期間中、各府省や各行政執行法人の職員を主な対象として、倫理・コンプライアンスに関する講演会を開催します。今年度の講演会は以下のとおりです。

【日 時】平成30年12月5日(水) 14:00～15:20

【場 所】東京都千代田区内幸町2丁目1番1号
 イイノホール

【講 師】甲斐 淑浩 氏（弁護士）

【テーマ】国家公務員の不祥事をどう防ぐかー具体的事例をもとに考える

(3) 地方公共団体、経済団体及び業界団体への広報活動

許認可、契約などの相手方となり得る事業者等に対して公務員倫理制度を周知することも重要であることから、地方公共団体、経済団体及び業界団体に対して、倫理週間のポスターの掲示、会員企業等へのパンフレットの配布等を依頼します。

3. 各府省等の実施事項

国家公務員倫理審査会から各府省及び各行政執行法人に対して、国家公務員倫理週間の期間中にその趣旨を踏まえた積極的な取組を行うよう要請しています。特に実施を要請している主な事項は次のとおりです。

- 各府省等における倫理保持の責務を有する倫理監督官（事務次官等）による公務員倫理に関する講話を行うこと。また、幹部職員・管理職員等に対しては、倫理監督官から直接公務員倫理に係る注意喚起を行うこと。
- 国家公務員倫理週間のポスターの掲示やパンフレット配布等により、所属職員に対して倫理保持施策の周知徹底を図ること。
- 国家公務員倫理審査会が作成した研修教材を適宜活用し、所属職員に対して倫理研修を実施すること。特にeラーニングによる研修については、基本的に全職員を対象とすること、受講完了者について適宜の方法で把握し、未受講者に対して受講の督促を行うよう努めること。
- 契約の相手方、関係団体等に対して、公務員倫理に関するパンフレットを配布するなど、国家公務員倫理法・倫理規程の遵守への協力を依頼すること。
- 各府省及び各行政執行法人の実情に応じ独自に工夫を凝らした各種の取組を行うこと。

4. 平成30年度国家公務員倫理週間の標語

国家公務員倫理週間に当たっては、毎年、標語を募集し（応募資格制限なし）、国家公務員倫理審査会において、最優秀作品及び優秀作品を選定しています。

今年度の標語については、10,343点（昨年度は9,668点）の応募があり、以下のとおり最優秀作品1点及び優秀作品2点が選ばれました。

最優秀作品

思い出せ 初心と誇りと使命感

作者：警察庁四国管区警察局 谷本 憲雅 さん

優秀作品

信頼の 大樹を支える 倫理の根

作者：国土交通省四国運輸局 西山 保幸 さん

悩んだら 勇気をだして まず相談

作者：国立印刷局王子工場 高根沢 英明 さん

以 上

問	国家公務員倫理審査会事務局	首席参事官	山本 朗
合		倫理企画官	松浦 正樹
せ		電話	03-3581-5311(内線 2813)
先		電話	03-3581-7031(直通)